

所管事務調査について

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

令和4年7月20日

宗像市議会議長 神谷 建一 様

提出者 宗像市議会議員 北崎 正則
賛成者 宗像市議会議員 木藤 裕司
賛成者 宗像市議会議員 新留久 味子
賛成者 宗像市議会議員 岡本 陽子
賛成者 宗像市議会議員 安部 芳英
賛成者 宗像市議会議員 吉田 剛
賛成者 宗像市議会議員 岩岡 良

記

- 1 調査目的 社会常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため。
- 2 調査者 社会常任委員会委員 7人
- 3 調査先及び調査事項

調査先	調査事項
京都府 亀岡市	カーボンマイナスプロジェクト事業について
大阪府 堺市	ダブルケア相談窓口事業について
兵庫県 神戸市	ブルーカーボン事業について
- 4 調査期間 令和4年7月26日（火）から
令和4年7月28日（木）まで 3日間
- 5 調査方法 社会常任委員会による出張調査
- 6 予算 700千円（1人あたり100千円）